

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行						改正案						
第1条 省略 (設置)						第1条 省略 (設置)						
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。						第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。						
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任意務	委員定数	委員の構成	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任意務	委員定数	委員の構成	任期	
市長	省略					市長	省略					
	三田市コミュニティバス等検討委員会	市民の生活交通のあり方に関する事項についての調査審議	15人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまで							
	三田市指定候補者選定委員会	(1) 指定候補者(三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年三田市条例第21号)第4条に規定する指定候補者をいう。以下次号において同じ。)の選定に係る基準の決定に関する事項についての調査審議 (2) 選定基準に基づく指定候補者の選定に関する事項についての調査審議	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市長が必要と認める者	指定管理者の指定に係る市議会の議決を得た日の翌日まで		三田市指定候補者選定委員会	(1) 指定候補者(三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年三田市条例第21号)第4条に規定する指定候補者をいう。以下次号において同じ。)の選定に係る基準の決定に関する事項についての調査審議 (2) 選定基準に基づく指定候補者の選定に関する事項についての調査審議	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市長が必要と認める者	指定管理者の指定に係る市議会の議決を得た日の翌日まで	
	省略							省略				
	三田市新庁舎建設検討委員会	市の新庁舎建設に係る基本計画の策定に関する事項についての調査審議	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまで							
三田市情報公開審査会	(1) 三田市情報公開条例(平成15年三田市条例第2号)第18条の規定による諮問に関	5人以内	学識経験者	2年	三田市情報公開審査会	(1) 三田市情報公開条例(平成15年三田市条例第2号)第18条の規定による諮問に関	5人以内	学識経験者	2年			

		する事項についての 調査審議 (2) 情報公開に関する 重要な事項について 意見を述べること。			
	省略				
教育委員会	省略				

以下省略

		する事項についての 調査審議 (2) 情報公開に関する 重要な事項について 意見を述べること。			
	省略				
教育委員会	省略				

以下省略